

いじめ問題が起きたときの対応について

～いじめをなくし、夢と希望が広がる未来を子供たちに～

本校では「学校いじめ防止基本方針」を定めています。「いじめは、決して許される行為ではない」という考えのもと、『いじめの未然防止』及び『解消しない事案ゼロ』を目指します。

いじめの発見



- ・日常の様子や教育相談、アンケート、生徒や保護者、地域からの情報や相談があった場合

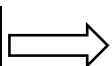


担任・学年主任・生徒指導主事
教頭・校長へ報告

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場ですぐにやめさせます。
- ・関係の教職員を中心に学校全体で組織として速やかに対応します。



いじめの事実あり



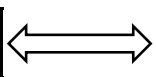
保護者へ報告



- ・関係生徒から事情を聴き取り、事実内容を確認、記録します。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握します。
- ・いじめの事実の有無をいじめ対策委員会を中心に確認します。
- ・いじめがあったと判断した時点で、速やかに関係生徒（被害・加害）への家庭訪問等を行い、事実関係や指導体制・方針について伝えます。



いじめ対策委員会



関係機関（教育委員会・警察等）への報告



- ・今後の指導や対応する教職員の役割分担等について話し合い、すべての教職員の共通理解を図ります。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、苫小牧市教育委員会及び苫小牧警察署等に相談し、対応します。

【重大事態が発生した場合】
 苫小牧市教育委員会に速やかに報告し、相互に連携しながら、いじめ対策委員会を中心に対応します。

<構成委員> 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、特別支援学級主任、養護教諭
 学級担任、（S S W、心の教室相談員、S Cなどの関係者）



被害生徒への継続した支援

- ・被害生徒を徹底して守り、心配や不安を取り除きます。
- ・必要に応じて、一定期間、別室等で学習を行えるようにします。

加害生徒への継続した支援

- ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育みます。



保護者への継続した支援と助言

- ・保護者への協力を求め、生徒への支援や指導、家庭との連携方法等について話し合います。

いじめを見ていた生徒への指導

- ・いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持てるようにします。
- ・自分の問題として捉えさせます。

